

神出病院での虐待事件およびその対応について

1. 神出病院事件における障害者虐待

- ①看護師、看護助手による入院患者への虐待（令和元年12月に発覚）
 - ・便失禁した患者をトイレのシャワーチェアに座らせ、顔面等にホースで水をかける
 - ・布団に仰向けに寝かせ、その上からベッドをひっくり返してかぶせ、閉じ込める など
- ②看護師による入院患者への暴行（令和3年5月発生）
 - ・患者の付きまとい行為に腹を立てた看護師が患者ともみあいになり、暴行に及んだ

2. 神戸市の対応

- ・臨時実地指導（立入調査）を実施し、諸記録類の確認や入院患者・病院職員へのヒアリング調査を行うとともに、職員へのアンケート調査を実施し、令和2年8月に改善命令を发出。
- ・管理者に加え管理者以外の主治医についても、違法な隔離をやめさせることができなくなった点に着目し、管理者とそれ以外の主治医である指定医計4名について、指定取消しを求める報告書を厚生労働省へ提出した。厚生労働省において現在検討中。
- ・医療法人財団 兵庫錦秀会に対する法人監査は、兵庫県が所管であるため、情報共有し指導対応を求めている。
- ・虐待事件発生時から入院を継続している患者に対し、入院継続に関する意向調査を兵庫県精神保健福祉士協会の協力のもと実施した。

3. 第三者委員会の設置

- ・兵庫錦秀会は、弁護士、医療関係者、学識経験者などによる第三者委員会を令和3年9月に設置した。第三者委員会により調査が進められ、報告書が令和4年3月31日にまとめられ、病院へ提出。5月2日公表された。
- ・神戸市は、第三者委員会の調査により明らかになった不適切な事項について、改めて病院の調査を行い、必要な措置を講じていく。事実と相違ないか病院側の見解を踏まえて事実認定し、改善指導を行う。また、第三者委員会から提言されている神出病院の再発防止策の実行について、実施状況を注視し、必要な指導を行っていく。

4. その他の取り組み

- (1) 障害者虐待防止法改正の要望
 - ・障害者虐待防止法を改正し、虐待発見時の行政への通報義務を医療機関にも課すよう、国に要望している。（神戸市会からも同趣旨の意見書が提出されている）
- (2) 虐待の早期発見に向けた神戸市独自の取り組み
 - ①国の法改正を待たず、市内の病院との間で、虐待発見時に保健所へ速やかに報告することや、通報先を院内に掲示し周知徹底することを確認した。（神戸ルール）
 - ②定例実地指導（立入調査）時の入院患者及び病院職員へのヒアリング人数を増やし、不適切行為につながる糸口を早期発見するよう努めている。
- (3) 国の動き
 - ・令和3年10月、厚生労働省に「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」が設置され、様々な立場の方が参画して多角的に議論され、精神科病院における虐待の防止にかかる取組みに関しても方向性が示された。